（射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間）

第六条　法第四条第一項第四号に規定するけん銃又は空気けん銃に係る同条第四項の規定による許可の期間は、二年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

2　法第四条第一項第八号又は第九号に規定する銃砲又は刀剣類に係る同条第四項の規定による許可の期間は、当該各号に規定する用途に係る芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して、一年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

（空気銃の所持が許可される十八歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）

第七条　法第五条第一項第一号の政令で定める運動競技会は、第三条第一項各号のいずれかに掲げるものとする。

2　法第五条第一項第一号の政令で定める者は、日本体育協会とする。

（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）

第五条　法第四条第一項第五号の二の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運動競技会とする。

一　空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする者　国民体育大会

二　空気けん銃を所持しようとする者　第三条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会

第四条を削る。

第三条の見出しを「（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出しを「（けん銃等の所持が許可される運動競技会等）」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二を第二条とする。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第二条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表六十六の項の標準事務の欄中「第四条の三第一項」を「第四条の四第一項」に改め、同項の1中「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千百円」を「四千三百円」に、「九千円」を「一万五百円」に、「五千三百円」を「六千七百円」に改め、同項の5中「五千八百円」を「七千二百円」に、「三千五百円」を「四千八百円」に、「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千百円」を「四千四百円」に改め、同項の次に次のように加える。

六十六の二　銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第一項（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認知機能に関する検査に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第一項（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認知機能に関する検査	六百五十円
六十八の二　銃砲刀剣類所持等取締法第五条の五第一項及び第二項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第五条の五第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	一万二千三百円

本則の表六十八の項中「二万千円」を「二万二千円」に改め、同項の次に次のように加える。

七十の二　銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する同法第七条第二項の規定に基づく年少射撃資格の認定に関する事務	1　第九条の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に対する審査	九千六百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に係る審査にあっては、五千九百円）
	2　第九条の十三第三項において準用する同法第七条第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え	千八百円
	3　第九条の十三第三項において準用する同法第七条第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付	千九百円
七十の三　銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十四第一項及び第二項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十四第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	九千七百円

（遺失物法施行令の一部改正）

第三条　遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「（空気けん銃を除く。）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。

（認知機能検査に関する経過措置）

2　銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可又は同法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者で、改正法の施行の日前に改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下この項において「旧法」という。）第四条の二第一項（旧法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可申請書又は許可更新申請書を提出したものについては、当該許可又は許可の更新に関する限り、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下この項において「新法」という。）第四条の三（新法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第五条第二項の規定は、適用しない。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎